

第 12 章 外貨建 MMF 累積投資約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客さまと当社との間の外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「外貨建 MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従って外貨建 MMF の累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結します。

第2条 （契約の申込み）

- (1) お客さまは、買付を希望する次の外貨建 MMF の「目論見書」に記載する方法により申込みことができます。
 - ① グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの発行する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト」（以下「NGST」といいます。）
 - ② インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッドの発行する「マルチ・ストラテジーズ・ファンド」
- (2) 上記(1)の申込みは、お客さまが所定の申込書に必要事項を記載のうえ、これを当社に提出することによって行うものとし、当社の諸手続きが完了した後に契約が締結されるものとします。
- (3) 契約が締結されたときは、当社はただちに外貨建 MMF 累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。

第3条 （取引日等）

- (1) この約款の取引日とは、当社の営業日（毎年 12 月 24 日を除きます）で、かつ、NGST およびマルチ・ストラテジーズ・ファンドのサブ・ファンド別に定める次の日をいうものとします。
 - ① U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、かつニューヨーク証券取引所の取引日
 - ② トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリンおよびマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日（土曜日、日曜日または公休日を除きます）または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、当社は、当社が特に必要と認める日には、外貨建 MMF の取得の申込みまたは返還の請求は受け付けません。

第4条 （金銭の払込み）

- (1) お客さまは、外貨建 MMF の取得にあてため、1,000 口以上 1 口単位相当額（以下「払込金」といいます。）を外貨または円貨で口座に払い込むことができます。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客さまからお預りしている外国証券または国内外貨建債券にかかる利金、収益分配金、配当金または償還金のうち当社において当社が定める外貨で支払われるもの等により外貨建 MMF の口座に払い込む場合は、1 口以上 1 口単位とします。

第5条 （取得の申込、時期および価額）

- (1) お客さまは、外貨建 MMF の取得を申込み場合、申込金額とその払込通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。
- (2) 当社は、お客さまからの取得の申込みが取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨建 MMF をお客さまに代わって取得します。また、お客さまから取引日以外の日に取得の申込があった場合、その翌取引日に当該申込があったものとして取扱います。
- (3) 上記(2)の申込があった場合、申込があった日の翌営業日までに払込金を受入れます。なお、当社においては、原則、払込金をお預けいただいたのち、申込をお受けします。
- (4) 上記(2)の取得価額は、申込を受領した取引日または受領したと見なされた取引日に計算される 1 口当たりの純資産価格とします。
- (5) 上記(1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、申込日の 1 口当たりの純資産価格が当初設定時の 1 口当たりの純資産価格を下回った場合には、当該外貨建 MMF の取得の申込みに応じないものとします。
- (6) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込が中止され、また既に行われた買付のお申込みの受付が取消されることがあります。
- (7) 取得された外貨建 MMF の所有権ならびにその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものとします。

第6条 （保管）

- (1) この契約によって買付けられた外貨建 MMF は、同一種類の外国投資信託の受益証券と混合して保管します。
- (2) 当社は、この契約による外貨建 MMF は外貨建 MMF の保管受託銀行において当社名義で保管します。ただし、当社名義で保管することにかえて、当社名義で他の金融機関等に再委託

することがあります。

(3) 上記(1)、(2)の規定により混合して保管する外貨建 MMF については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 寄託された外貨建 MMF の額に応じて共有権を取得すること
- ② 新たに外貨建 MMF を寄託するときまたは寄託された外貨建 MMF を返還するときは、その外貨建 MMF の寄託または返還については、外貨建 MMF を寄託している他のお客さまと協議を要しないこと

第7条 (果実等の再投資)

当該累積投資にかかる外貨建 MMF の果実等は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、第5条に準じた取得を行います。

第8条 (返 還)

- (1) お客さまは、外貨建 MMF または果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる外貨建 MMF については、返還の請求が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の1口当たりの純資産価格をもってこれを換金し、その翌取引日に円貨相当額または外貨の金銭をお支払することにより返還します。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。
- (2) 上記(1)の請求は、外貨建 MMF については1口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。

第9条 (解 約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
 - ① お客さまから解約の申出があったとき
 - ② 当社が外貨建 MMF に関する累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 外貨建 MMF が償還されたとき
 - ④ やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の外貨建 MMF および果実を第8条に準じてお客さまに返還します。

第10条 (取引および残高の通知)

当社は、第5条および第7条に基づく取引の明細については、3ヵ月に1回以上、期間中の買付明細、取得合計口数等を記載した書面（以下「取引残高報告書」といいます。）により通知します。ただし、申込者から特に申出があった場合は、買付の都度通知します。なお、取引残高報告書には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。